

平成 25 年度地方財政対策・地方公務員給与についての共同声明

本日、平成 25 年度地方財政対策に関する閣僚間折衝が行われ、通常収支分の地方交付税について、出口ベースで 17.1 兆円を確保するとともに、地方の一般財源総額について、平成 24 年度と同水準となる 59.8 兆円を確保することが決定された。

1. 今回の決定においては、地方が強く訴えてきた一般財源総額確保の要請に応え、緊急防災・減災事業や地域の元気づくり事業の需要の積み上げが行われたこと、地方交付税の別枠加算が確保されたことなど、総務大臣をはじめ政府関係者の財源確保に向けての努力・工夫については受け止めるものである。しかしながら、今回の地方公務員給与の取扱いについては、以下に述べるような本質的な問題が内在しており、この点については極めて遺憾であると言わざるを得ない。

緊急経済対策や大胆な「15 ヶ月予算」の円滑かつ迅速な実行により、地域経済の活性化に国と地方が協働して取り組もうとしている一方で、この 10 年あまりの国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを反映して地方交付税を削減したことは、財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けるものである。また、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との国と地方の共通認識からも、極めて問題である。

2. そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではない。

我々地方六団体は、国と地方の信頼関係を重視する立場から、地方との十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置を二度と行わないよう、強く求める。本来、給与は地方公務員法により、個々の自治体の条例に基づき、自主的に決定されるものであり、その自主性を侵すことのないよう強く求める。

3. また、自公政権下において地方分権改革推進委員会から 3.5 万人の国家公務員の削減勧告がなされたことも踏まえ、国において早急かつ抜本的に地方並みの定数削減を断行すべきである。

その上で、公務員の総人件費や給与適正化のあり方については、国・地方を通じた中長期的な行財政改革の中で考えるべきであり、今後ラスパイレス指数のあり方を含め、給与と手当の総合的な比較を行い、早急に「国と地方の協議の場」等において十分協議することを求める。

平成 25 年 1 月 27 日

地方六団体

全 国 知 事 会 会 長	山田 啓二
全国都道府県議会議長会会長	山本 教和
全 国 市 長 会 会 長	森 民夫
全国市議会議長会会長	関谷 博
全 国 町 村 会 会 長	藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長	高橋 正